

広島市合理化大会開催

広報
広環協

去る十月八日十三時より広島市内の会場において、県内業者約二百五十名が参加し「広島市合理化大会」が開催された。開会式では三井理事長により「広島市行政は平成二年に実施要綱を策定している。下水道等によりし尿収集業務が減少するので、これに替わる仕事を斡旋するという実施要綱である。しかし、いくらか業務が減っても広島市からは仕事が出てこない。現状の地元



あいさつされる三井理事長

業者は、大変な経営状況にある。従業員共々のたれ死ぬというところまで出てきている。このような状況下で交渉を続けてきても、市は、仕事は出したいが出す仕事がないという返答ばかりか、現在では金を受け取って仕事をやめてくれという発言まで出てきている。もう一つの問題は、浄化槽清掃業は自由業であるから合特法でいう補償の対象にはならないと言っている。現在

でもこのような事を平気で言っている。以上二点について地元業者が交渉を行ってきたがまったく進展が見られないことから、地元業者だけではどうしようもならないということも昨年前、広環協へ支援要請が出てきた。その間市、県の方へ度重なるお願いをしている今日現在、明確な回答はない。これは、ちよつとやそつとでは解決したい局面を迎えているのではないかと感じている。これまでとるべき行動はとってきたし、それが今日の大会に繋がったと理解している。これから交渉を粛々とする中で、どういう方向を広環協は選択していくのか皆さんと協議して決めていきたいと思っ

た。広島市域の現状報告として広島支部(有)佐東企業 代表取締役 成本秀吉、広島市安芸区の現状報告を安芸支部(株)大原産業 代表取締役 大原 弘、浄化槽(広島市)の合理化現状報告を安芸支部中国清掃工業(株) 代表取締役 高山信夫がそれぞれ説明し、窮状が訴えられた。続いて、地元業者の代表者全員が壇上上がり広島市合理化交渉に対し、地元業者として責任と義務において最後まで闘い抜く旨を誓約書に掲げ、合わせて組合に対しての支援要請がなされた。これに対し広環協 川村合理化対策部会長により、広環協組合員は一丸となり、広島市合理化達成を勝ち取るまで戦い抜くことを宣言し決意表明文が読み上げられ満場一致で採択された。黒瀬副理事長は総括で広島市の現状を踏まえ「市町村の固有事務を使命に燃えてやってきた私たちに

び現状説明が行われた。広島市域の現状報告として広島支部(有)佐東企業 代表取締役 成本秀吉、広島市安芸区の現状報告を安芸支部(株)大原産業 代表取締役 大原 弘、浄化槽(広島市)の合理化現状報告を安芸支部中国清掃工業(株) 代表取締役 高山信夫がそれぞれ説明し、窮状が訴えられた。続いて、地元業者の代表者全員が壇上上がり広島市合理化交渉に対し、地元業者として責任と義務において最後まで闘い抜く旨を誓約書に掲げ、合わせて組合に対しての支援要請がなされた。これに対し広環協 川村合理化対策部会長により、広環協組合員は一丸となり、広島市合理化達成を勝ち取るまで戦い抜くことを宣言し決意表明文が読み上げられ満場一致で採択された。黒瀬副理事長は総括で広島市の現状を踏まえ「市町村の固有事務を使命に燃えてやってきた私たちに

約束をしておきながらこれを破る、又浄化槽清掃業は自由業であるという広島市行政はひどすぎる。今も数名が広島市と交渉している。これから皆で市役所に堂々と行こうではないか。」と参加者全員に呼びかけられ、「これは人権闘争であり、廃棄物処理業者の認知である。」と鉄本青年部長の発声の後シユプレヒコールがおこなわれた。大会終了後、約二百五十名の交渉団は市役所へ移動し、担当部局との交渉に臨んだ。交渉では地元業者を中心に、確認書での約束事を不履行しているが為に現在おかれている窮状を訴え、「これまで、広島市の代行者として一般廃棄物処理を行ってきた我々に誠意ある回答が欲しい。」と環境局担当者に求め、これに対し環境局長は「本日の件は市長に報告し、市長との面談の席を近日中に設ける。」と回答し、交渉は十八時でいったん終了した。

発行者

広島県環境整備事業協同組合

〒730-0026
広島市中区田中町5番9号
TEL (082) 246-0340
FAX (082) 248-1258

環境整備事業関係広報紙

第8号

本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃等の取扱業者による広報紙です。会員、関係企業に頒布しております。

目次

- 一面：広島市合理化大会開催報告
- 二面：確認書・実施要綱について
市長面談/地元業者の訴え
- 三面：疑義照会
第28回環整連全国大会開催
- 四面：廃棄物定義・区分の見直し
全国環整連第4回理事会報告

東急車輛の環境整備車両

- バキュームカー
- 汚泥吸排作業車
- 高圧下水管洗浄車



美しい時代へ—豊かさを造り、未来を創る

東急車輛製造株式会社

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂4-1-1 キャロットタワー
TEL 03 (5431) 1082

浄化槽用殺菌・消毒剤

ハイライトグリーン



〈特長〉

1. 完全溶解性で、吸温性がほとんどなく、目詰りや膨張による棚吊りがありません。
2. 有効塩素の安定性が高く、持続性の高い消毒効果が得られます。
3. 作業性がよく簡便で経済的です。
4. 強い雑菌力を発揮します。
5. 用途に応じて、特色のある形状が揃っています。

〈浄化槽用殺菌消毒剤〉

- ハイライト®クリーンS(ドーナツ型15g/錠) ●ハイライト®クリーンQ(ドーナツ型15g/錠) ●ハイライト®クリーンS-90(ドーナツ型15g/錠) ●ハイライト®クリーンM-90(円型扁平型30g/錠) ●ハイライト®クリーンC(ドーナツ型75g/錠) ●ハイライト®クリーンL-60(ドーナツ型150g/錠) ●ハイライト®クリーンL-90(ドーナツ型150g/錠) ●ハイライト®スティック(棒状型300g/錠) ●ハイライト®スティック45(短棒状型45g/錠)

〈水処理用塩素剤〉

- サンブライト90W(30g碁石型)

※用途に応じて使用器具も取揃えています。

広島県販売代理店

山下薬品工業株式会社

広島市西区観音本町2-3-23

TEL 082 (232) 2286
FAX 082 (232) 2289



水に命をあたえ、自然に帰す...
それがハイライトの仕事です。



日産化学工業株式会社

大阪支店 大阪市北区梅田1-8-17(大阪第一生命ビル11階) TEL06(6346)7130

広島市合理化問題、解決に向けた新たな指示に期待!!

確認書

実施要綱について

平成七年二月十七日
 広島市は、代替業務
 交換された確認書に
 は、下水道整備により、
 し尿収集業務量が減少
 し、転・廃業を余儀な
 くされるし尿収集運搬
 業の許可業者に対し、
 その経営の安定を確保
 し、もって、し尿の適
 正処理と円滑な事業転
 換を図ることを目的と
 されており、その対策
 は、広島市が策定して
 いる「下水道整備に伴
 うし尿収集運搬業務量
 減少対策実施要綱」に
 基づき実施すると明記
 されている。
 この実施要綱には、

「広島市は、代替業務
 のあつせん以外の対策
 を実施しないものとす
 る。」とあり、この点
 についても双方協議を
 尽くして、代替業務以
 外の対策はないとい
 うこと、合意し確認書
 を交わしたという経緯
 がある。

平成七年に確認書を
 交わしてからは、減少
 した業務量に応じた代
 替業務が出てくること
 を信じ、業者は、固有
 事務の代行者として誠
 実に適正業務を遂行
 し、適正処理に寄与し
 てきた。

しかし、何年も経
 過しても一向に代替業
 務が出ないので、広島
 市に対し代替業務の早
 期拠出を要求して協議
 を重ね、業者の窮状を
 訴えてきたが、広島市
 は「代替業務を探して
 いる、探しているが見
 つからない」という
 ばかりで、し尿行政を
 全うするという責務さ
 え感じられない態度で
 時間ばかりを費やし、
 許可業者をいたずらに
 翻弄してきた。

交渉過程において
 も、このままでは平成
 十三年度末で廃業を余
 儀なくされる業者が出
 てくると窮状を訴えて
 きたが、全く対応をせ
 ず、本当に廃業を宣言
 する業者が三社現れた
 時、広島市はその他の
 業者には一切の協議も
 ないまま、廃業する業
 者に金銭措置ができる
 よう一方的に実施要綱
 を改正したのである。

これでも分かるよう
 に、許可業者が倒れそ
 うである現状は充分に
 理解しながら、廃業す
 る日まで対策の実施を
 せず、許可業者から廃
 業届けが出るのを待つ
 という、行政が自らの
 手を汚さず、時間稼
 ぎをしながら苦しくな
 った者が手を挙げるの
 をただ待っているだけ
 なのである。

秋葉市長への 地元業者の訴え

業者A

私どもの受け持ち軒数は、確認書を交わす十年前の
 一五〇程度になっております。確認書では、下水道で減
 少したら減少に見合う代替業務をあげますと約束を
 交わしている訳です。ところが、実際は約束の二〇％
 程度しか出ていない。私どもの仕事は二五％しかない、
 出ている仕事は二〇％しかない。これでやっていけま
 すか。誰が考えても苦しいというところは、分かると思
 います。何年もの間、担当者や交渉をやってきました。
 でも担当者は、苦しいことを知ろうとしないんですよ。
 私どもは、市長に代わって業務をまじめにやってきました
 と思っている。その仕打ちがこんな風に返ってくる
 は、夢にも思わなかった。代替業務を探しているとい
 うことで頑張ってきたが、十年間苦しくても頑張って
 きた仕打ちが、こんな形で返るとは思わなかった。

業者B

この業界に入りまして、朝早くから夜遅くまで、また床下
 浸水とかいう時にも、夜眠ることもしないで電話をとったり
 女性の身でも現場に出たりというのを、この業に関わ
 ってきたのです。外に出ても、業は何をしているのと言われ
 ても胸を張って言えることではないですが、自分の信仰も重
 ねて、世の人がさげすむ仕事、また、なくてはならない仕事
 をすることで、社会に貢献できているんだというように自分
 を励まして、ずっと関わってきました。随分子供たちにも寂
 しい思いやつらい思いを一杯させてきたんですよ。どどん
 業務が減少していく中で、何度も業二の方や環境局の方とお
 話する時にも、私は声高らかに市長さんはこの現状をご存じ
 ないのでないですか、絶対にこの現状をご存じだったらこ
 のまま放っておかないはずだと言ってきました。
 是非何とか助けていただきたいと思っています。

業者C

この対策実施について、当時いろんな事情のあ
 る中で、六年の歳月を費やして確認書を交わしま
 した。当時、代替業務の具体的なメニューの提示
 がないので懸念しましたが、広島市を信じて、事
 業転換がしやすい形で業務を出すと、広島市を信
 頼してくださいという形でおっしゃったのです。
 にもかかわらず、下水がどんどん進捗しても業務
 が出ない。実際各業者は、経営規模を縮小しなが
 らもまじめに、誠実に業務を遂行してきました。
 あまりにも状況が厳しくなった時には、これは市
 民に訴えるべきではないかという話もあったの
 です。完全に業者の実情は限界にきている。頑張
 ることでの限界はきています。市長がこの現実を
 直視されて、早急に政治決断をされ、私どもの重
 大な事態を打開するための指導力を発揮していただ
 きたいと思っています。

業者D

私の会社は、浄化槽清掃業のみを営んでおります。浄化槽汚泥は、廃棄物処
 理法でも合特法でも、し尿と同じ一般廃棄物であつて何らし尿と変わることが
 ないことは、環境局の方も良くお分かりだと思えます。業務内容もし尿と何ら
 変わりなく、一軒一軒家を歩いてし尿と浄化槽汚泥の違いもあるとは思いますが、
 一般の人たちには全く分かりません。私の会社は、昭和四十六年創業いたし
 まして、ちょうど私が昭和四十六年生まれなもので、バキューム車と共に生活
 してきた中で、いろいろ馬鹿にされたり蔑まれてきました。小さい頃は何でこ
 んな仕事をしているのかと思つたこともありましたが、大人になり、生活向上
 のため、市民のためやらなくてはならないと誇りを持って仕事をしてきました。
 私自身もこの六月結婚をして家族もできましたけど、従業員を含めてこのま
 まではとてもやっていけません。清掃業のみを営んでいる会社というのは、市
 内にも安芸地区にも多数あります。その浄化槽清掃業に関しては、措置をしな
 いという広島市の回答が、何ら全く変わるものがないという体制は、市民の方
 も知つていると思います。下水道が入ってないところには、浄化槽が必ず残る
 のです。その浄化槽から適正な水を出し、適正処理するためには、浄化槽清掃
 業というものはなくてはならない業なのです。
 瀬戸内海の保全のためにも、太田川の保全のためにも、浄化槽を適正に処理
 していくという大前提はあると思います。
 そのためにも浄化槽清掃業にも減少対策の措置を念頭に置かれて、今後計画
 を策定していただきたいと今日は強くお願いしたいと参りました。

実現...市長面談...

十一月八日、広島市
 役所内、市長室にて広
 環協執行部と地元業者
 の代表四名が、秋葉市
 長と面談し、広島市の
 約束不履行に対し早急
 なる対策の実施につい
 ての陳情と業者の窮状
 を訴えた。

面談の中で地元業者
 は、「これまで広島市
 行政の代わりに我々業
 界はひどい差別を受け
 ながらでも必死に業務
 を行ってきた。また、
 下水道の進捗により収

集業務は十年前の一五
 パーセントにまで落ち
 込んでおり、来年の四
 月まで会社が持たな
 い。今後の適正処理を
 確保するためにも、確
 認書で交わした約束を
 どうか守って欲しい。」
 と歴史的な経緯を交
 え、ひどすぎる現状と
 今後の課題を訴えた。
 これに対し秋葉市長
 は、これまでの一般廃
 棄物の適正処理と生活
 環境の保全に寄与した
 ことに対し感謝される
 とともに、差別をした
 人たちに成り代わり涙
 を流されながらお詫び
 をされた。

また、代替業務が出
 ていないという現実に
 対しては、何とか努力
 して新たな指示を出す
 との約束をされた。
 私たちは、あの秋葉
 市長の涙を信じ、新た
 な指示を期待し、今は
 回答を待っているこ
 ろである。

また、代替業務が出
 ていないという現実に
 対しては、何とか努力
 して新たな指示を出す
 との約束をされた。
 私たちは、あの秋葉
 市長の涙を信じ、新た
 な指示を期待し、今は
 回答を待っているこ
 ろである。

疑義照会

平成14年11月8日

各市町村廃棄物担当課長 様

広島県環境局一般廃棄物対策室長

浄化槽汚泥に係る一般廃棄物収集運搬業の許可について

このことについて、疑義照会があり、念のため、以下のとおり整理したので、業務の参考としてください。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第7条による一般廃棄物収集運搬業の許可において、市町村長は、
 - ① 当該市町村による一般廃棄物（ごみ、し尿、浄化槽汚泥）の収集又は運搬が困難であること
 - ② 許可申請の内容が一般廃棄物処理計画（廃棄物処理法第6条）に適合するものであること
 等に適合していると認めるときでなければ、業として行う収集又は運搬の許可をしてはならないこと。
- 2 この許可には、市町村が行う収集、運搬又は処分業務との調整及び当該処理区域における清掃事業の円滑な遂行という観点から、一般廃棄物（ごみ、し尿、浄化槽汚泥）の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができること。

これまでの広島市との協議の中で、広島市より「浄化槽汚泥は自由業である」との見解が出たことに関し、浄化槽汚泥、清掃業の地区割の考え方の相違について広島県に見解を求めたところ、県より浄化槽汚泥に関する文書が十一月八日付けで、県内各市町村に発送された。広島市側は廃棄物処理法第七条の観点からは、地区割が可能であるが、浄化槽法第三十五条との兼ね合いから地区割できないという考えであるが、法的にも地区割が可能であることが確認できた。

尿、浄化槽汚泥）は業務の区域割を定めることができ、市町村が行う収集、運搬又は処分業務との調整及び当該処理区域における清掃事業の円滑な遂行という要請上当然のことである。しかし地区割が定められていない市町村は一般廃棄物処理計画も「Aの業者の収集・運搬したし尿が○リットル、浄化槽汚泥が○リットル」というようなざっくりとした処理計画ではB市に隣接する市町村の許可業者がB市の許可も持っている場合、他の市町村からB市に汚泥を運搬しても分からないという

事になる。適正処理に関する必要な事項を定めた一般廃棄物処理計画の筈が不適正を誘発していることになっている。

広島市には現在約三万基の浄化槽が設置されており、そのうち広島市の把握しているだけでも三千基以上の未管理・未清掃（いわゆる垂れ流し状態）があり、これは広島市が浄化槽管理及び清掃業務に対して無頓着であるとし、か言いようがなく、瀬戸内海環境保全特別措置法で更に厳しく規制された水質保全を、浄化槽の地区割りのない自由競争、不適正な料金と

いうシステムでは、浄化槽の管理者側は当然お金のかららない方法を選び、結果的に適正に維持されていないと言える。自由競争だから安く仕事をやる又はさせるのではなく、適正処理に繋がらない環境づくりには、地区割り・適正料金を定めることが必要であり、一般廃棄物処理業はマネーゲームの対象ではありません。これから更に厳しくなる環境問題を見据えて、改善できる要件は改善して、適正に処理している者にまで負担をかける事はないようにされるべきではないでしょうか。

第二十八回環整連全国大会開催

去る十月二十四、二十五日、環整連全国大会が仙台市内で開催された。広島協から三井理事長をはじめ三十八名が参加し、全国からも千名を超える参加者があった。まず講演の部では環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 竹本課長により「廃棄物行政の今後の展望について」、農林水産省 農村振興局 集落排水・地域資源循環室 松村室長により「農業集落排水と地域資源循環について」、国土交通省 都市・地域整備局 下水道管理指導室 島田室長により「下水道事業の現状について」がそれぞれ講演された。

続いて環整連執行部により、現在四委員会において進められている各事業について説明が行われ、その中の意見交換として、当広島協より「現在広島市において合理化交渉を行っているのだが、最終的な局面までできていない。今後においても鋭意交渉は続けていくが、環整連として今後支援を頂きたい。」との意見に対し、八田会長は「理事会对において協議し対応をしていきたい。」と回答。佐賀から「今後の規制緩和に對してどう対応していくのか」。京都から「新規許可に対して恒久的な対応を考えて欲しい」。大阪から「デイス

ポーター汚泥は液状一廃として現在処理しているが、他行政体では見解がまちまちのようである。それについてどう対応していくのか」等意見が出された。

翌日には式典が開催され、環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 飯島部長をはじめ多数の来賓が出席される中、優良役員・従業員五十八名の表彰が行われた。続いて行われた大会本会議では「政府に対する要望事項」、「大会スローガン」、「大会宣言」が発表され、会長は、「規制緩和問題に明け暮れた一年であり、パブコメ等協力をいただいたおかげで、廃掃



法は現行から大きく変えないものとするという事になった。これは組合員の一致団結により成し遂げられたものであり、今後も権利と義務を全うする組合にしていきたい」と所信表明された。その後、組合員による万歳三唱により大会の全日程を終えた。なお来年度は、新潟県が次期開催予定地として発表され、開催予定日は平成十五年九月二十九、三十日となっている。

受託分析・受託実験
環境調査・環境アセスメント

応援します!

環境を支える
確かな技術

地球環境と人との優しい関係

株式会社
アサヒテクニクス

本社 広島県大竹市晴海2-10-22
TEL(0827)59-1800代 FAX(0827)59-1805
広島営業所 広島市西区草津新町1-21-35 広島ミクスビル1F
TEL(082)278-8822代 FAX(082)278-8824

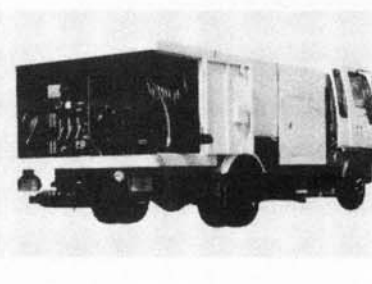
人と地球のいのちを守る



ニュープレスマスター(圧縮式ゴミ収集車) パワフルマスター(強力吸引車)



エコパネル付バキュームカー



ハイプレクリーナー(高圧洗浄車)

MURITA

《主な営業品目》

- | | |
|----------|--------------|
| 1.衛生車 | 1.圧力散水車 |
| 1.塵芥収集車 | 1.薬液散布車 |
| 1.汚泥車 | 1.ミルクローリー |
| 1.高圧洗浄車 | 1.高速発酵処理装置 |
| 1.廃油ローリー | 1.リサイクル装置・施設 |
| 1.脱水処理車 | 1.入浴車 |
| 1.貯水槽清掃車 | 1.その他特殊車 |
| 1.給水車 | 架装全般 |

株式会社 **モリタ** エコノス事業本部

本 部 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号
ダイヤルイン 0729-95-0605

広島支店 〒739-0321 広島市安芸区中野6丁目9番20号
電話 082-893-2231(代)
FAX 082-893-1312

廃棄物定義。区分の見直し

中環審 廃棄物・リサイクル部会 廃棄物・リサイクル制度専門委員会において審議されてきた、制度についての見直しの検討結果が報告されました。これまで廃棄物の適正処理を基本に、私達業界にかかわる大きな問題として取り上げてきました。これまで懸念されてきた大きな問題は、「事業系一般廃棄物(ゴミ)」を市町村責任ではなく、排出者責任で処理していく、「リサイクル可能物は廃棄物としない」といった部分でした。今回の委員会検討結果では、「排出事業者責任を徹底し排出抑制の促進を図る観点から、事業活動に伴って排出される廃棄物は排出者責任で処理すべきもの(事業系廃棄物)に区分し、日常生活に伴って排出される廃棄物は市町村の責任の下で処理すべきもの(生活系廃棄物)に区分することが、方向性としては考えられる。しかし、排出事業者責任で処理されている産業廃棄物については、処理施設の不足、不法投棄の多発等の状況が見られること、一般廃棄物については、市町村や民間業者により適正に処理されている状況や、事業系一般廃棄物が日常生活に伴って排出される通常の一般廃棄物と同様の性状を有する場合もあることなどに鑑みれば、性状、排出量、処理困難性等の問題から市町村の処理責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いものについて個々に産業廃棄物へ振り分けた上で、それ以外の事業系一般廃棄物については、当面、市町村処理責任の下、排出抑制の推進の観点から適正な費用負担を求めるとともに、一定以上の量を排出するものに対する減量計画の策定に係る制度の強化等により排出事業者の責任を強化する」とも考えられる。……

全国環境連 第四回理事会報告

広島市合理化問題 環境連として調査開始

去る十一月二十一日、全国大会後初となる理事会が開催され、環境協からは三井理事長が出席され、青年部員もオブザーバーとして出席した。全国大会の中で、組合員との意見交換の際にあった組合員の発言についても取り上げられるというところで注目した。まず当環境協により「難航している広島市との交渉について全国環境連の強力な支援と、バックアップのもとに打開していきたい。」との意見については、合理化(補償)対策委員会にて今後について対応し



ていくこととなった。デイスポーター汚泥の取り扱いについては、各自治体における現状の調査と同時に国に対して見解を求め、今後の規制緩和対策としては、東海・近畿地区ブロックが中心となって進むこととなり、審議中「問題が起った際、柔軟に対応していく。」「問題が起ったからの行動では対応が遅れ大変な事態を招く恐れがある。」等さまざまな発言があり、熱い議論となった。新規許可問題については、現在取り上げられている懸案(山梨県)については、早急に対応することとなった。他の議題とし、一般廃棄物対策協議会内容については議事録にて、全国大会には国会議員を始め、総勢千名を超える参加者があったことが、それぞれ報告された。葉山下水道裁判については支援に対し四役にて協議すること、淡路環境整備事業協同組合の入会、会長の選挙及び解任についての規約の制定方法についてそれぞれ承認された。また、これまで浄化槽委員会にて進められてきた、農業集落排水処理施設の維持管理の積算について資料がまとまり、今後各ブロックにおいて講習会を行う予定があることが報告された。

好評発売中! パソコン版 『し尿/浄化槽業務管理システム』

この製品は、経済産業省特別認可法人【情報処理振興事業協会】の特定プログラム認定を受けた業種特化ソフトウェアです。

メリット
パソコン版『し尿/浄化槽業務管理システム』は、得意先の管理から、作業計画→実績登録→請求書発行→入金→未収管理といった基幹業務に加え、届出資料発行、点検/清掃実績管理、金融機関との連携まで可能な、統合型業務パッケージです。

ノウハウ
パソコン版『し尿/浄化槽業務管理システム』は、ウィンドウズ対応ソフト開発のノウハウを駆使し、業務シーンを意識したメニュー構成や、作業効率を重視した入力画面を実現したことによる、初めての方でも操作可能な、統合型業務パッケージです。

サービス
パソコン版『し尿/浄化槽業務管理システム』は、美しく詳細な操作説明書だけでなく、どんなに離れていても、リモート接続でソフトの取扱いからパソコン本体までサポートする安心サービスを満載した統合型業務パッケージです。

顧客情報

取引履歴

残高照会

作業履歴

資料請求・お問い合わせはこちらまで

株式会社 ジーテック
〒730-0051 広島市中区大手町5-17-13GO&DOビル4F
Tel 082(504)0555 (代) Fax 082(504)0501
URL <http://www.gtec.co.jp> E-mail gtecmail@mx.gtec.co.jp

悪臭防止・水質保全・分解促進に微生物が働く

微生物製剤なので環境にやさしく安全です。速効性があるので問題にすばやく対応できます。

<p>浄化槽の微生物管理に</p> <p>浄化槽用し尿分解剤 アクセラゼ</p>	<p>浄化槽の速効消臭に</p> <p>微生物利用持続型脱臭剤 脱臭 アクセラゼ</p>	<p>浄化槽の悪臭対策に</p> <p>浄化槽・汲取トイレ脱臭剤 メルトラーゼ Q ミニ</p>
--	--	--

無臭元工業株式会社
Mushugen Industries Co., Ltd.

広島県薬業株式会社
本社 082-277-7700
支店 084-957-2400